

家族法制部会第14回会議・議事速報

2022年4月26日、法制審議会・家族法制部会の第14回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず第13回会議に引き続き、部会資料13に基づき、養育費、面会交流等に関する手続的な規律の在り方について調査審議が行われた。

そこでは、①面会交流に関する家事事件における本案前の暫定的な面会交流に関する規律の見直し、②面会交流の直接的な強制執行を可能とすることの是非、③養育費請求権に係る民事執行手続を簡易にするための見直しなどについて議論が行われた。①に関しては、前回会議と同様に賛否が大きく分かれ、裁判手続の早期の段階で面会交流を実施することが子の利益にかなう事案があるにもかかわらず、現行の規律ではこれに適切に対応することができないとして、現行の規律の見直しに積極的な意見が出された一方で、面会交流が必ずしも子の利益にかなうとは限られないとの指摘やDVや虐待への懸念から、暫定的な面会交流が命じられやすくなる方向での見直しに消極的な意見も出された。②に関しては、面会交流の直接的な強制執行が子の心身に与える影響が甚大であるなどといった理由により、消極的な意見が大半を占めていた。③に関しては、養育費請求権に係る権利者の負担を軽減させる方向での見直しをすることについては概ね肯定的な意見が多かったが、そのための特別な手続を新設することの可否については、申立ての要件や不服申立ての可否などの具体的な制度設計も考慮しながら慎重に検討すべきであるなどといった意見が出された。

続いて、部会資料13に基づき、父母の離婚後における子に関する事項の決定に係る規律について調査審議が行われた。そこでは、現行法における「親権」の概念について検討した上で、父母の合意や裁判所の判断により、離婚後も父母双方が親権（子の監護、教育、財産管理に関する重要な事項の決定に関する権利義務）を有することを選択可能とすることの是非や、その場合の具体的な規律の在り方（どのような事項の決定に父母双方が関与するかなど）について議論が行われた。これらの論点に関しては、賛否が大きく分かれ、父母の離婚後は子に関する事項を同居親が単独で決定した方が安定的な判断を適時にすることができるとして、現行の規律を維持すべきであるとの意見が出された一方で、子に関する重要な事項については、離婚後も父母双方が熟慮して決定した方が子の利益に資することや、離婚後の父母の関係は様々であるから親権の帰属についても様々な選択肢を用意する必要があることを指摘して、離婚後も父母双方が親権を有することを選択可能とする改正をすべきであるとの意見も出された。このほか、「親権」のみならず、「監護権」についても、離婚後に父母双方が監護者になることを選択可能とすべきであるとの意見も出された。

次回の会議では、部会資料14に基づいて、養子制度及び財産分与制度に関する規律の在り方について調査審議を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。